

農業者年金 「担い手積立年金（愛称）」

で老後の生活を安心サポート — 独立行政法人農業者年金基金 —

次の3つの要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

60歳未満

年間60日以上
農業従事

国民年金1号
被保険者※

※国民年金保険料納付免税者除く

農業者年金の特徴

少子高齢化時代に強くて安心

自分が積み立てた保険料とその運用実績により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。加入者数・受給者数、運用利回りの状況で保険料が引き上げられることはあります。

保険料の額は自由に選択

将来、自分が必要とする年金額の目標に合わせ、保険料を自由に設定（月額2万円～6万7千円）できます。また、農業経営状況や老後設計に応じて、いつでも見直すことができるます。

終身年金で80歳までの保証付き

農業者年金は、原則65歳から生涯支給されます。仮に80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

税制上の優遇措置

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。また、農業者年金基金が運用して得られる収益は非課税です。将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除が適用されます。

農業の担い手には手厚い政策支援

認定農業者で青色申告をしている方など農業の担い手となる方には、保険料の国庫補助制度があります。

詳しくは下記にお問い合わせください。

J A 江府支所 75-2311

江府町農業委員会 75-6620